

広報 ごじようめ

発行所 秋田県五城目町役場 編集 総務課 電話 (018876) 代 2100番
印刷所 湖東印刷所 電話 (018876) 2430番 (一部五円)
郵便番号 018-17 毎月 1日・15日発行

人口と世帯

世帯数 3,913 世帯
人口 18,181 人
内訳 { 男 8,806 人
女 9,375 人

住民登録簿 (46年10月31日現在)

転入・転出の場合はかならず窓口へ届出ください。

<伝統の産業>

桶屋

日常私達の会話の中に入れものを称して「おけ」[たる][こが]等とひんげんに出てくるが、これは何も秋田県だけに通じるものではなく、江戸時代安永(1772~81)のころから、上下総州及び武蔵では「こが」といい、江戸では「たる」、京では「おけ」と呼んでいたことが「物類称呼」という本に出ている。そもそも「おけ」の語については、本居宣長という昔の偉い学者が、麻芋(あさお)と呼ばれて、麻を細くさいてそのつむんだものを入れる曲げ物の麻笥(おけ)と形が非常に似ているところから、これを通(かよ)わして「おけ」と呼ばれたことが、今日におよんだものとみられている。また「たる」は、喜多村信篤という方の説によると、酒が入れ物から垂れる状態をもじって、「たる」と呼んだのが正しいのではないかと述べている。「こが」の語については、大槻文彦の大言海に、こは木(コ)にて、かは瓮(カ)、筒(ケ)の意味だとされているが、定説ははっきりしない。

さて、本町の桶屋は県内で最も歴史が古いといわれているが、それを裏づける確かな資料は存在しない。しかし、桶材の豊富などから、定着したのはこの町の歴史とはほぼ同じではないかと郷土史研究家はみている。

終戦頃はこの町での職人も40人の多くを数え、竹のたがの束をたざさえて渡り歩き、村々のそこそこで、トントントントンと木槌の音が生活のよろこびをうたいあげたものだが、日用品の金属化と化学製品が出まわるにつれ、その音もいつのまにか消えるように無くなり、同業者も相対して廃業し今では八人を数えるのみとなった。一時は消滅するのではないかと心ある人々に心配されたが、このごろは北海道から九州まで各地から注文が殺到し応じきれない状態で、うれしい悲鳴をあげている。

桶の種類はきわめて多いが、「すしおけ」それに飯鉢(おはち)と「漬たる」は木製品でないし本当の味がでないため特に需要が多い。日本人の味覚の古里はいくら化学時代におよんでも木の香とその質にあるようだ。

68才の 池内さん 今日55年の職歴を打ち込む



自然と親しむ

秋田地方気象台五城目地区
農業気象観測所
樋口 狼田 俊 蔵

私の家は桶の口の高台にあるので、朝の露をのけて開けると森山が真正面から見え実に景色がよい。その関係上自然の庭として時々眺めて楽しんでる。春夏秋冬姿が変わらないが季節によって衣を替えるあの雄大な自然美こそ常に私の心配ごと複雑な気持ちを一掃して新しい今日一日の希望をあたえてくれる。

近頃は農業気象を毎日観測している関係か、空の景色を見るのも一つの趣味になった。一日と同じ日のないように空の自然も千変万化又格別だ。午前九時毎日空となりら目こする時こそ気持ち静まり無限無雙の感に打たれる。

又身近の自然美ばかりでなく、時々旅行等によつて見られぬ自然美を楽しむのもよい気分転換にもなり、人間として生れた歓びと有難さが感ぜられる。

文明が進めば進む程世の中は複雑になり人の気持ちもいろいろしてくる。こう云う時の気分転換にと自然に親しんだ私は、今は趣味の一つになった。自然の見方その人の好みや年齢職場によって異なると思うが、常に生きて行く為大切なものとして親しんで行きたいものだ。

「大川農免農道完成近し」

昭和四十四年度から本年度までの三カ年継続で実施中ですが、近く完成されようとしています。

この事業は、簡略して農免農道整備事業といっているが、正式には農林漁業用種発油貯蔵貯蔵身貯蔵道整備事業といっています。

この道路は、大川中学校地点の国道七号線から東へ入り、石崎部落、谷地中部部落を通り樋口部落地点の国道二八五号線に連結しております。その延長三、五〇〇米で総事業費五千五百万円が投入されることとなります。

流通並びに農用資材、農村生活必需品資の集積基地と直結する基礎道路の役割を果たすほか、一般交通にも大きく便宜をもたらすこととなります。

更に地域の要望と路線の重要性をかかみて全延長三、五〇〇米巾員六、五米の舗装を計画しております。舗装事業については、昭和四十七年度から三カ年位の継続で実施されることとなりますが、前例によりまして集落地内の舗装部分に対しては、地元負担が伴いますので順調に進めるためにも特段の協力が望まれるわけです。

管財課
街灯整備事業
水銀灯切替工事
事は、地元協力を得ながら年次計画を進めていくが本年度は百五十灯の工事を六月中に完了して、これで、全町八百三十灯の中、自然灯として残るのは二百八十灯である。

町政の動き

建設課
予算総額六千五百二十七万円に
対し執行額二千二百一十一万円に
四割の執行率

一般土木工事

完了したものの
道路維持工事(碎石布均)

測量、設計用地交渉中

沢沢、細越、中川原、坊村、密
釈寺川反、越内台、坊井地
広ヶ野ノ下山内、小倉、金ヶ沢
西野ノ矢崎崎、寺庭ノ中村
山根、燈沢の十四路線

簡易舗装

線香座敷、幼稚園通り、配水池
線の三路線

道路側溝改良

黒土線、雀館線、広ヶ野裏線
寺小路線、田町一号、沢沢
中村、古川町下水溝の八路線、

寺院護岸工事

住宅団地の下水側溝改良
希望ヶ丘、あかつき寮、岩城町

完了又は現在実施中のもの

中嶋、葎内台線の道路改良
大川下水路、大通、樋口、米沢
町裏通三路線の舗装工事



完成間近の農免道路

(ミニ解説) 国民年金 (11)

問：私は大正二年三月生れですが、この前秋田社会保険事務所から昭和三十七年納付しているの納付するようのごとです。これを納めると昭和四十五年間で十年間納付することになります。その保険料は納付しなくてもよいと思いますがどうですか。

答：この前の広報に老令年金の加入期間表をのせましたが、あれはいろいろな事情でおそく加入した人等が最低受給資格をもつ年限であって保険料の納付完了ではありません。したがって明治四十四年二月以降に生まれた人は法的に加入義務のある人です。満六十才まで保険料を納付しなければなりません。納付年数が長いほど受給額が多くなりますので掛損にはなりません。

いよいよ農家では、秋の収穫も終わりは一息のときと思えます。この米代金の収入時期をのがさず、国民年金保険料を納付して下さいませようおねがいします。できれば向一年分前納し上げて下さる。昭和四十七年度の前納額は、二六〇円割引され、六一四〇円であります。

旧馬川考 ②

館岡斌郎

その後大和朝廷の出羽開拓が
進んで秋田城の高清水丘進出
(天平五年七三二年)と共に八
郎湖岸部の豊沃な平野の制圧に
力を傾注したことは歴史書で明
かであるし、石崎郡衙址や岩野
山古墳群などの発掘によって十
分想像出来る。又今春町公民館
が高崎熊の堂古井戸発掘の際木
製バケツと共に叔段と認められ
る腐植物が出ていたことが年代
は八〇〇年乃至一〇〇〇年代で
ないかと云う推定であるがその
時代既に高崎の中心地は豊かな
水田であったこととなる。

高崎は馬場目川岸に発達した
村落で奈良崎、杉ヶ峰、矢崎崎
川崎、石崎など同じ要件のもと
に形成された五十浦に臨む出陣
であった。然も高崎はその上流
に位置しているから高崎の思わ
れ早い時期に行なわれたと推考
れる。広ヶ野に散在する縄文期
の遺物や奈良崎の土塁址などの
時代から次第に平地農業に進展
して高崎や山内部落に移行して
来たことであろう。

馬川村郷土誌によれば広ヶ野
八幡神社の創建は高崎下村の村
上家であるとの記述があるがそ
の真偽はよくわかっていないが、
高崎に居住したのは相当古
いといわれもしている。旧馬川村
の四部族も中世正年間になる
と記録の上に見えて来る。深沢
多市氏の「秋田氏の研究」によ
れば「天平十八年太閤没後、出
羽国秋田郡知行方目録淺安東太
郎に
五百七十四石余 高崎村
八百七十石六斗余」といふ口村
とあり、秋田家分限調、三百八
十三石余、公保村、(馬川郷土
誌)などところとあつて立派な農村で
あったことがわかる。

高崎広ヶ野八幡神社は延暦年
間に村土家が勧請して一宮と云
われ又坊村宝蔵院が当時古ヶ澤
にあったことは石川理記之助翁
の旧蹟考に記されている。政府
のエソ征伐によって山地農業か
ら稲作の出来る平地農業に移行
するときは彼等は高崎開きに門前
百姓として移動したものでない
か、中世に武士で山内城(五
十日ヶね女正)の幕下であった
猿田沢の猿田五郎も天平十八年
亡ぼされて一族は樋口で百姓に
なつて、猿田五兵衛がその
末である。

その後関ヶ原の戦いによって移
しい住民、武士の移動が初まり
特に東北朱開の地には山を伝
つて来るものや平地に安住地を
求めて流れ込んで来るものが多
かった。

高崎の館岡家の宗家茂兵衛系
図によれば館岡家は慶長五年(一
六一〇)七月高崎の歴史村に住
みついでいる。又武田家は佐竹
藩からさかちか新田の開墾の許
可を受けて産土として梅宮神社
貞亨年間(一六八四)より創建
し初代長石五門が享保六年(一
七二二)死去している。

児童手当制度

四十七年一月から
三人目(五才未満)以降に月三千元

①児童手当制度とは

児童が心身ともにすこやかに成長することは、国民すべての願いであり、家庭と社会がともに児童の健全な育成に努めることが望まれます。

このための施策のひとつとして児童手当法が生まれ、待望の児童手当制度がいよいよ昭和四十七年一月から発足することになりました。

この制度は、国、県、町と事業主が費用を持ちあい、児童を養育

する人に児童手当を支給することによって、家庭生活の安定と次代の社会になり児童の健全育成、資質向上をはかることを目的としています。

②児童手当を受けることのできる人

児童手当は、日本国内に住する日本国民が、次の要件にあってはまっているときに支給されます(十八才未満の児童を三人以上養育しており、そのうちの一人以上が義務教育終了前(当初は五

歳未満)の児童であること。
(例)その人の前年の収入が、一定の額(扶養親族が五人の場合二百万円)に満たないこと。
なお、この児童手当は、各種の福祉年金や児童扶養手当などを受けている人でも支給されます

③児童手当の額は

児童手当の月額額は、三人以上の児童のうち、出生順にかぞえて三人目以降の児童で、義務教育終了前(当初は五歳未満)のもの一人につき三千元です。

(一) 手当を受けるための手続きは児童手当の支給を受けるためには、住所地の町長に設定請求書を出すことになっておりますので、住民課の担当係に申し込んでください。

「選挙の知識」③

いつの選挙でも、はたして住所が町内にあるかどうかという住所認定に関する問題が持ち込まれます。

法律では、住所とは事実上の生活の本拠であり、形式上の手続きによって定まるものではなく、いろいろ実情を考えあわせて客観的に判断することが必要であって、本人の意志はあくまでその判断のための一つの資料として扱うことが適当とされています。

住所認定の問題となるのは、主として次のような場合であります

- ① 修学のための寮や下宿等に居住する学生については、学校の休暇には帰省することはあっても、独身であり郷里には管理すべ
- ② 病院、療養所等への入院入居地、その住所は寮、下宿の所在地にあるものとされ、いまの所者や、出家等のため、日常の居住地を離れた場所に相当期間滞在したとき、その者があら
- ③ 同居等の関係から家族等を

④選挙権を有しないこと

合、休日だけ家族の所に帰省する者の住所は原則として勤務地にあるものとし、同様に、住込店員等で雇主と生計を一にして同一の地に住所があるものとされているが、これらの場合は、本人の日常生活、家族との連絡状況等の実情を調査確認して認定するとされ、

以上の例のように、住所認定における現実の問題としては、他に特別の事情がない限り、「現に起臥しているところ」を主体に前述したように客観的な事実によって判定することが適当とされています。

もっとも、住所要件を満たしていなければ選挙権を有しないことは、さきに説明したとおりであります。

当初の支給月額額 (【 】の数が3,000円をかける数になります)

児童が	8歳	7歳	【4歳】	【3歳】	の4人の場合
	3,000円×2=6,000円				
児童が	16歳	10歳	7歳	【4歳】	の4人の場合
	3,000円×1=3,000円				
児童が	4歳	3歳	【1歳】	の3人の場合	
	3,000円×1=3,000円				

町では認定請求の受付をしておりますので、該当すると思われる方は早目に請求の手続きをとって下さい。

なお、公務員と三公社に勤めている方は、勤め先に申し込んで下さい。

(例)児童手当の支給は

児童手当は町長が支給を受ける資格があると認定した人に対して、昭和四十七年一月分と二月分を三月に支払い、その後は、毎年、四月、六月、十月の三回に分けて、それぞれ前月までの分を支払います。

環境美化は

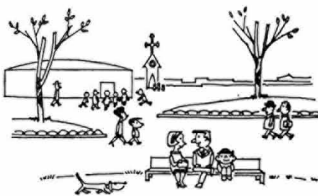
住民一人一人の理解から

(13)

前号に続いて「下水」問題をめぐり事例をあげながら記述し、諸問題の解決を願って広く住民の理解と協力をお願いします。

◎公共の下水(側溝)

県道・町道の側溝をはじめとしての公共の下水は、年々整備されていっているが、まだ充分でない問題もある。例えば施工上の問題、予算等の関係で分割施工、その後の管理が果、町にあるとしても、自分の家の前の下水(側溝)等で毎日その上を渡って生活する住民であったら、下水に汚物ごみを捨てたりは出来ないと、それがまだまだ見受けられますので残念に思っております。自分の家の前を下水が流れて迷惑することもありますが、総じて恩恵を受けることが多いと考えられています。そのかわりと云うわけではないが、時々(月に一回位)清掃デーの際でも、土砂をあげる程度でも、住民みんなやっていただければ、みなさんありがたいです。一勝手をお願いいたします。



◎個人の下水(側溝)

町部ではしばしば問題の起る下水で困っております。そしてそれは隣家同志の人間関係がクマクマついていないことが起因している例が多い。家と家の間の側溝を解決しないで家を建築したり、更に増築したりして下水のけり口がな

母親学級

日時 十一月二十二日
午後一時三〇分

場所 五城目公民館
対象者 四十六年十一月に出生予定の妊婦
内容 産じゅくについて
▽新生児の取り扱い

乳児健康相談のおしらせ
次の日程により乳児の健康相談をおこないますから、多数おいで下さい。
①日時 十一月十九日午後一時
②場所 五城目保健所
③対象者 生後三月(八月)に出生した乳児
生後六月(五月)

